

福岡県入札審議委員会について

平成14年12月24日
14管行第135号
総務部長通知

本庁各部（課、室）長
警察本部長
教 育 長
各委員会（委員）事務局長
県議会事務局長
各出先機関の長

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び同法第15条第1項に基づく公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）において、入札及び契約の過程並びに契約の内容について第三者の意見を適切に反映する方策を講じることとされた趣旨等を踏まえ、別紙のとおり「福岡県入札審議委員会要綱」を制定しましたので、通知します。

福岡県入札審議委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が発注する工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）について、入札及び契約事務の適正な執行を図るため、福岡県入札審議委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の議事)

第2条 委員会の議事は、次に掲げる事項とする。

- 一 入札及び契約手続の運用状況等に関する事項
- 二 委員会が抽出した工事に関し、一般競争入札の参加資格の設定の理由、指名競争入札に係る指名の理由、随意契約の理由その他の経緯等に関する事項
- 三 一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものを除く。）及び指名競争入札並びに随意契約における入札及び契約手続に係る再苦情（苦情に対する契約担当者の説明になお不服があるとして、再度行われた苦情をいう。以下同じ。）に関する事項

(委員会の委員)

第3条 委員会の定数は、委員5人とする。

- 2 委員は、地方公共団体の入札及び契約制度等について優れた識見を有し、公正中立の立場を堅持できる者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 7 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員（委員長を含む。）の過半数の出席がなければ、開催することができない。
- 3 第2条第1号及び第2号の事項に係る会議は、原則として、3か月に1回開催する。
- 4 第2条第3号の事項に係る会議は、必要に応じ開催する。
- 5 委員会の会議は非公開とし、議事の概要は、これを公表する。

(委員会の意見)

第5条 委員会は、第2条第1号又は第2号の議事で、報告の内容又は対象工事に係る指名の理由等に、不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、知事に対して意見を述べることができる。

(再苦情の議事結果の報告)

第6条 委員会は、第2条第3号の議事を終えたときは、その結果を知事に報告するものとする。

(委員の除斥)

第7条 委員は、第2条第2号又は第3号の事項に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(委員の守秘義務)

第8条 委員は、第2条の議事を行う上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部財産活用課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年12月24日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日19管第9471号総務部長依命通達)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。